



平成 21 年 第 1 回
豊 頃 町 議 会 定 例 会 会 議 録



自 平成 21 年 3 月 5 日

至 平成 21 年 3 月 12 日

豊 頃 町 議 会

平成21年第1回豊頃町議会定例会会議録（第4号）

平成21年 3月11日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会広報特別委員の辞任
追加日程第1		議会広報特別委員の選任
日程第 3	請 願 第 1 号	平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書（請願審査報告）
日程第 4	請 願 第 2 号	中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する請願書（請願審査報告）
日程第 5	陳 情 第 3 号	公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出について（陳情審査報告）
日程第 6	陳 情 第 4 号	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書の提出について（陳情審査報告）
日程第 7	陳 情 第 5 号	国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書の採択に関する陳情（陳情審査報告）
日程第 8		一般質問
日程第 9	意見書案第1号	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書
日程第10	意見書案第2号	平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書
日程第11	意見書案第3号	中山間地域等直接支払制度の継続に関する意見書
日程第12	意見書案第4号	公契約に関する基本法の制定を求める意見書
日程第13	意見書案第5号	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書
日程第14		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）

◎出席議員（9名）

1番	藤田博規君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	4番	森一彦君
5番	大崎英樹君	6番	大谷友則君
7番	長谷川勝夫君	8番	津久井精一君
9番	小野木英毅君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	村中健吉君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
会計管理者兼 出納税務課長	吉村進君
地域住民課長	田中啓喜君
福祉課長	和田宏樹君
産業課長	金川正次君
施設課長	石塚周二君
教育委員課長	山本芳博君
農委事務局長	友重誠一君

◎議会事務局職員

事務局長	佐藤潤君
庶務係長	渡辺良英君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番大谷友則議員及び7番長谷川勝夫議員を指名します。

◎ 議会広報特別委員の辞任

- 小野木議長 日程第2 津久井精一議員、大谷友則議員、森一彦議員及び菅谷誠議員の議会広報特別委員会の特別委員の辞任の件を議題とします。

津久井精一議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場をお願いします。

3月5日、津久井精一議員から一身上の都合により、議会広報特別委員を辞任したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

津久井精一議員からの申し出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、津久井精一議員の議会広報特別委員の辞任については、許可することに決定しました。
暫時休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時02分 再開

- 小野木議長 再開します。
大谷友則議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

3月5日、大谷友則議員から一身上の都合により、議会広報特別委員を辞任したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

大谷友則議員からの申し出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、大谷友則議員の議会広報特別委員の辞任については、許可することに決定し

ました。

暫時休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時03分 再開

●小野木議長 再開します。

森一彦議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

お諮りします。

森一彦議員からの申し出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、森一彦議員の議会広報特別委員の辞任については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

●小野木議長 再開します。

菅谷誠議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

3月5日、菅谷誠議員から一身上の都合により、議会広報特別委員を辞任したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

菅谷誠議員からの申し出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、菅谷誠議員の議会広報特別委員の辞任については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

◎ 議会広報特別委員の選任

●小野木議長 再開します。

お諮りします。

ただいまの、津久井精一議員、大谷友則議員、森一彦議員、および菅谷誠議員の議会広報

特別委員の辞任により、議会広報特別委員4人全員の辞任が決定しましたので、議会広報特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

●小野木議長 再開します。

追加日程第1 議会広報特別委員の選任の件を議題とします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、長谷川勝夫議員、大崎英樹議員、松崎政利議員及び藤田博規議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、長谷川勝夫議員、大崎英樹議員、松崎政利議員及び藤田博規議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休憩中に、議会広報特別委員は委員会を開催し、委員長、および副委員長の互選を行って下さい。

午前10時08分 休憩

午前10時20分 再開

◎ 諸般の報告

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を行います。

休憩中に開催された、議会広報特別委員会において、委員長、および副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、ご報告します。

委員長に藤田博規議員、副委員長に大崎英樹議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 請願第1号

●小野木議長 日程第3 請願第1号 平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1. 請願受理番号。

請願第1号。

2. 付託年月日。

平成21年3月5日。

3. 件名。

平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書。

4. 審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5. 委員会の意見。

食料自給率の向上を求められている中、本道の酪農畜産は、経営悪化による負債の累積や担い手の減少等が顕在化し、厳しい経営状況であり、畜産物の安定的な供給が危惧される状況にある。担い手の育成・確保とともに安心して営農に携わることができる政策の確立が重要と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 請願第2号

●小野木議長 日程第4 請願第2号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条

第1項の規定により報告します。

記。

1. 請願受理番号。

請願第2号。

2. 付託年月日。

平成21年3月5日。

3. 件名。

中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する請願書。

4. 審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5. 委員会の意見。

北海道における農業基盤整備の維持や集落・地域活動の活性化、生産性・収益のさらなる向上等を図るためにも、現行の中山間地域等直接支払制度を堅持・継続することは重要と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第3号

●小野木議長 日程第5 陳情第3号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1. 陳情受理番号。

陳情第3号。

2. 付託年月日。

平成21年3月5日。

3. 件名。

公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出について。

4. 審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5. 委員会の意見。

国や地方自治体の厳しい財政状況を背景に、公共工事や委託事業等における低価格・低単価の契約や発注が増大していることにより、企業の経営悪化と雇用者の賃金・労働条件の著しい低下を招いている現状である。これらを解消するためにも公契約基本法の制定が不可欠と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第4号・陳情第5号

●小野木議長 日程第6 陳情第4号 雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書の提出を求める陳情、および日程第7 陳情第5号。

国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書の採択に関する陳情の件を一括議題とします。

陳情第4号、および陳情第5号の2件について、一括して委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1. 陳情受理番号。

陳情第4号。

2. 付託年月日。

平成21年3月5日。

3. 件名。

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書の提出について。

4. 審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5. 委員会の意見。

雇用の維持・安定は、経済社会の健全な発展に不可欠であり、国は雇用対策を充実するとともに生活不安を解消するようセーフティネットを拡充整備することが重要と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1. 陳情受理番号。

陳情第5号。

2. 付託年月日。

平成21年3月5日。

3. 件名。

国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情。

4. 審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5. 委員会の意見。

世界的な金融・経済危機の影響により、国内の雇用・失業情勢は急速に悪化している。同時に季節労働者の実態も深刻な状況であり抜本的な雇用・失業対策が求められていることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号について申し上げます。

ただいま、同じ内容の陳情第4号が採択されておりますので、陳情第5号は採択されたものとみなします。

◎ 一般質問

●小野木議長 日程第8 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番、大崎英樹議員。

●大崎議員 今回、一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございました。

通告いたしております一般質問の項目は2項目でございます、1項目目から質問をさせていただきます。

まず、項目がございますように、第3次総合開発計画の検証について。

これは非常に、検証ということになりますと、厳しい表現にもとれますし、また、第3次総合開発計画という本町の平成10年から21年までの期間の中でどのような本町のまちづくりの総体的な問題と、それとその時代に即応した意味での項目が、非常に盛りだくさんに掲げられているわけであります。

そういうような意味から、今回、21年度新年度予算も議決した中から、最終年度としての期限で、11年にわたるこの計画が実現してきているのか、あるいは、進行中なのか、あるいは、時代の変遷に伴う変更があるのか、そういうような事柄も含めて質問をさせていただこうと、このように考えているわけであります。

ご承知のとおり、第3次総合開発計画というのは、第1章から第5章まで盛りだくさん掲げられておまして、特に今回の質問の内容は、この膨大な項目を一つひとつ検証するということは物理的に何ら発展的なものにもないし、開発的なこともないという意味から、申し上げましたように、この中で特に1、2の二つを中心的にさせていただこうと、このように考えたところであります。

本来は、このように全体の中で進めていこうということなのですが、その内容そのものについては、若干提起してまいりたいものもございますし、あるいは、20年度までにできなかった内容については、今後の課題として提案的な意見等も触れるかもしれませんので、そのようなことを前提にご容赦をいただきたいと、こう考えるところであります。

まず最初に申し述べたいのは、計画的なまちづくりの中の市街地の整備でございます。

総合開発計画では、第1節の部分になるものと思えます。

特に、その1節の中の、いろいろと本町の商店街というのは、ご存知のように、全体の中で分かれておまして、その中でも、その地区の特色を活かしたという市街地の整備はどうなったのかというところであります。

この件について、どのように発展し、そして、残す期間をどのように推し進めれば良いのかということをお伺いしたいと思うわけであります。

特に、本町の中心的な市街地というのは、この役場を中心とした公共施設、並びにこのはるにれ通りと一面言っておりますが、こういう本町の中心的な市街群と言ったらよろしいのでしょうか、そういうところを中心にお聞きしたいと考えております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 最初に、計画的なまちづくりの市街地の整備についてでございますけれども、町民生活全般をきめ細やかにサポートする市街地の整備につきましては、まちづくりの上で

大変重要であるということをご認識しているところでございます。

第3次豊頃町総合開発計画に基づく、21年を目標として、平成10年度からスタートしたわけでございます。残りがあと1年度となりまして、私は、平成17年度から計画目標の達成に向け、まちづくりに取り組んできたところでございます。

第3次計画の進捗状況につきましては、今、第4次計画策定のため、施策を個々に行った評価結果によりますと、計画全体の進捗率といたしましては、約87%の達成率ですから、ほとんど達成に近いのじゃないかというふうに思っております。21年度の実施事業を加えますと、もう少し数字が上がるのかなというふうに判断をしております。

大崎議員のご質問の計画的なまちづくりの市街地の整備については、総合計画においては、それぞれの地域の特性を活かした整備を進めることを目標としております。

特に、茂岩市街地については、本町の中心市街地として、それなりに整備されましたし、また、豊頃市街におきましては、本町の玄関口として、道路整備などを実施してきたところでございます。

また、中央区市街については、文教ゾーン及び定住対策のための住宅団地の整備など進めてきておりますし、また、大津市街においては、大津コミセンの建設を図り、防災対策を含めた整備を取組んできております。

しかしながら、財政状況からいきまして、緊急度合いを充分考慮し、次年度以降へローリングしている事業や、また、中止した事業もいくつかございます。

中でも、市街地の整備に関連する大きな事業を申し上げますと、ローリングしている事業の一つといたしましては、道の駅建設がございまして、

現在展開している、茂岩市街地入り口の物産販売・直売所の運営状況を見ながら、今後、商工会や関係機関と充分協議しながら、それぞれ建設の是非についてもまた、充分検討していかねばならないというふうに考えております。

なお、休止した事業といたしましては、当初計画をもっておりました温泉のボーリングがありますが、近年の経済情勢や投資効果などを充分考えますと、休止の判断をせざるを得ないというふうに判断いたしているところでございます。

いずれにいたしましても、町の設計図というべき総合開発計画をしっかりと守りながら、目標達成に向けて努力していかねばならないというふうに考えてございます。

その時々々の社会情勢や経済情勢を充分見極めながら、将来に禍根を残すことのないよう、町政運営に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 今、回答説明ありましたが、確かに総合開発計画の中で、特徴的なもの、これは決して未完成というか、未達成というか、そういうことではなくて、一生懸命それらについての総合開発を基調とする計画推進というものについては、私は認めておりまして、また、町民の方々の期待感も、「もう少しこうあればいい」と。

やはり、なんといっても満足度というのは、100%クリアするというのは難しいんですが、やっぱり生活基盤というものが各町民ございますので、思い思いの価値観というのがあるということは、これはもう当然のことなのですが、でき得れば、相対的に考えて、町のにぎやかさ、あるいは、それらを期待する町に足を踏み込んだときの町民は当然ですが、町外からの方々もこの町はどういう町並みなんだろうというところから評価されてくるというふうに、私は感じていつも見ているわけでありまして。

残念ながら、この経済不況というか、バブルが崩壊してから、どの町も異口同音、メインストリートであったところは、シャッターロードという表現に使われておりまして、これらを、例えば、他の町や、あるいは、十勝圏の中でも機会があると見ますと、なかなか今言っている、シャッターロードというのがこういうことだな、ということを感じ取っているわけでありまして。ご他聞にもれずというか、残念なことに、本町における、先ほど申し上げました、中心的な市街地においてもシャッターが終日下りている。

開く期待はいかがかな、というところの感じを受けながら往来していると思っておりますが、現状としては、そういう市街地というものについてを解決して、明るくにぎやかに、そういう雰囲気づくりというのを作るのは、行政では難しいであろうということも、私は理解しております。

町民の中で、つい最近ですが、半年もしておりませんが、やはり昔そういう立場に、以前、昔じゃなくて、以前あった方が、町の中で少しでも明るくしたいということで、「大崎さん、どうだ、明るくなったろう」ということですが、明るくなったのですが、懐がもう少し力強く明るくなっていかないと、この裏づけは証明されてこない。

外観的には明るいのですが、もう少し町民も、あるいは、他町からの方々も利用できるような、そういう雰囲気というのは、やっぱり相乗効果が出ないと利用しないわけでありまして。

一軒がポツンとあってもなかなか、そこを利用するというのは、ついつい素通りしてしまえと、で、他の町のところまで目的があるから、その時間まで走り通そうということで、なかなかそういう気持ちになってこない。しかし、点々と町並みが続いていけば、商店が続いていけば、ここを寄ったら、あそこで買い物、ここでお土産、そして、次の町へという、そういう心理をいかに作り上げるかというのが商人の、これは商いをすれば当然の発想であります。したがって、今、私がこれからお聞きしたいことは、行政の手の届くところ、入り込むところは限度があります。ありますが、でき得れば、この市街地のメインのところを想像されていると思っておりますが、少なくとも、空いている店舗については、行政がひとつのプランを立てて、このゾーンだけは豊頃町の商店街として復興させるぞと、再生させるぞという、ひとつの、先ほど町長のお話にあったように、第4次総合開発の今検討中でありましてから、この1年かかって、ひとつ準備期間としても、その4次の準備期間となるかもしれません。

あるいは、21年が最終年度であれば、実現すればそれに越したことはありませんが、その期間、その距離、その町並みだけ、昔の面影を復興する、再生するための町、これは勝手に作るとあれなのですが、町おこし豊頃のにぎやか街というものを、やはり行政から打ち出してもらわなければならないかなと。

そして、担当を経済団体に、そのことについての提案を行政もしていく。それは当然、裏づけのものが必要なのですが、そういうことを考えていくという考えはどうだろう、というところをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 確かにそういったご質問のとおりだと私は思っております。

特に、私が町政に関わって以来、4年になるわけなのですけれども、その間、茂岩市街でも2件と、最近1件またシャッターが下りた現状がございます。

いかんせん、なかなかその情報が入ってこない、どうしても行政が手を差しのべるまで、物が物件が整理されていないと、いろいろなその条件がありまして、非常に私もなす術がない状態に感じておりまして、残念だと思っております。

特に、市街地のそういった空き地対策については、もちろん、行政も積極的に取り組みま

すが、なんとといっても、そこに住んでいる方、また、商工関係の方々の的確なる情報提供がなければ、なかなか計画も立ちづらいと思っておりますし、今ご指摘のように、第4次は策定中でありますので、できればそういった的確な情報をいただきながら、計画を組んでいきたいというふうに思っております。

やはり、議会も商工も私どもも、ひとつになって同じ方向を向いて町並みを整備しなければ、その考え方が違いますと、思うようにいかないかと思えますけれども、そうなるとお互いに持っている正しい情報を提供しながら、今後はとり進めていきたいというふうに思っております。

ただ、最近、まだまだ、そういった意味では、後継者もなかなか生まれてこない、自分の代で商店のシャッターを閉じようとするような業種も見受けられます。

いずれにいたしましても、豊頃市街、茂岩市街、大津市街ございますけれども、なんとかその市街地をもうちょっと活性化に向けて取組んでいきたいというふうに思っております。

今後、それぞれ担当者でまた充分協議しながら計画を立てますけれども、そのときにはお互いの立場から素晴らしい情報提供をしていただいて、とり進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 1番の(1)についての質問を最後にさせていただきますが、できれば、今町長の述べられた内容から、第3次の最終年、そして、4次にあわせて、この商店街のところを十分にやったけれどもできないということじゃなくて、これは行政ひとりではなかなかできないということはわかっていますので、行政がもう少し指導的にいろいろと研究していただいて、今町長が、民間の情報がなかなか入りづらいと。

これはやっぱり、今まで華やかにシャッターを開けていて店をやっている方が、静かに下げて、静かに暗くするということは、これは言いづらい話なのですね。

ですから、それらの情報を提供してもらおうというのはあれなのですが、できればやっぱりそういう感覚で、しょっちゅう町を、町並みを観察というか、視察というか、そういう目でアンテナを揚げておいていただいて、特に、町長がそういう時間なんかございませんから、担当者が、これはプロジェクトと言いますか、この再生するための豊頃町の茂岩の市街地を、まず最初に考えようという、ひとつの研究会というか、プロジェクトチームというか、そういうものを関係団体ときっちり煮詰めるべきだと思いますが、その件については、考えはどうでしょう。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 最近、市街地でまた新しい事業を興して、去年の暮れから肉屋さんをやっているところがございますけれども、このことにつきましても、担当職員が非常に努力を重ねて、道からもそれなりの事業ということで、助成をいただいて処理が完遂して、昨日も確定通知がきたところで、それなりに職員は気を配ってやっているところは事実ですけれども、ただ、私もこう見ますと、どうしても今便利な時代で、電話1本で物を発注できる時代になっております。しかし、できるだけ地元から購入する場合については、電話じゃなくて、店に行って、やっぱり確かめたり、その他にこういう物が売っているなら、こういうことでのんだ、こういう方がここで店員さんで住んでいるのだというぐらい、やっぱり職員が把握してやるべきではないかというふうに思っております。

今後、今ご指摘のとおり、できるだけ地域の実態を行政が身近に感じて、そして、お互い

に共通した情報のもとに、町並みを活性化していきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 よろしくお願ひしたいと思います。

次に、(2)の質問に入らせていただきますが、これは、1番と関連、当然いたします。極めて、「はるにれ通り」というふうに挙げましたが、これについての、(1)(2)というのは、重複する部分もあると思いますが、そのへんの再度確認という考え方でまた答弁をいただければと思います。

ここの質問の内容というのは、極めて具体的にいたしますが、先ほどから触れているこのゾーンは、民間地が大半なのです。この民間地が大変占めておりまして、空き地になっている。もうその隣地は空き店舗になっているという状況は、これはもうご承知だと思いますが、本町における、土地に対する公示価格というのは、以前までは、全国の発表のときには、豊頃町の1～2箇所は公示価格のランクにちょっと載っていたのです。

ところが、最近、これは毎年国が行う公示価格の発表ですが、本町は該当しないんです。

ということは、いかにして、土地が安いという結果なのですが、裏返しをしますと、いかにしてここを取得して、将来的に利活用しようとする希望者がいないと。

もつつこみみますと、ここで買っても商売にならないし住めない、という正直言うと魅力がなかなかないのかなと。

ところが、村という行政を名乗っているところは、本町から十勝の中心地からはるかに距離数もあるし、時間もかかるんだけど、そこは将来的な人口の推移をみても、非常に高いんですよ。これはなんでだろうという、私はいつも疑問をもっておりまして、そこにやはり将来的な、長期的なまちづくりの魅力ある町というものの構想が、練り足りないのではないのかなということを感じています。

他町のそういう売り出しの造成地でも、ちょっとこれだったら検討しようかなという雰囲気づくりをしています。というところをやはり勉強しなければならないなど、こう考えていますが、それに併せて、この(2)のところは、民間地が多いですから、これを公示価格に載らないぐらいの本町の価値であれば、民間の方々の所有している土地を行政が財産取得して、こういうものを買受けるという行動に出てもいいのかなと、こう私は感じておりまして、不在地主の方々と連絡取るべき人には聞いておりますが、本当にそういう意味では、「行政どうかしてほしい」と。「商工会や個人でやると、なかなかそれは処分できないのです。」というところが聞こえるものですから、また、これは私書いてありますが、地元町民の商売をやっている方からのご意見です。「行政で安く、あそこの空き地を買ってくれるか」と。「そうするとグループで何かできるかもしれないぞ。」と。「そういうものを提言してくれないか。」と、こういう希望もちょっとあるのです。

これは、非常に私は喜ばしいことだし、そういう若い方が意欲を持っているということは、これはやっぱり大事にしなければならぬ、というところがありますので、そういう点についての、今の民間地を行政が、長期的でもいいから、少しずつそういうような考え方を計画できるか、できないか、そういうところをちょっとお聞きしたいなと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 1点には、はるにれの近代化整備事業で町並みも大変整備されましたし、今のように、本当にシャッターが次から次に下りるような状態でなかったわけでありまして。

特に、そういったときには、制度資金を借りて、商店の方々も住宅など、充分整備された。

現在もまた、利子補給等で町はそれなりに支援をしているところでございます。

ただ、残念なことに、本当に最近是不景気のために商店街も元気がないのは事実でございます。今、申し上げましたとおり、以前には公示価格より実際の売買実績の方がずっと高い時代が続いておまして、今、ご質問のように、当然、公示価格より実際の売買実績の方が低く売買されているのも聞いております。ところによっては、本当に安い価格で売買というのが成立しているのを聞いております。今言われたとおり、市街地の中でもそういった個人の物件が他の関係機関との関わりがなければ、やはり第4次総合計画の中で、そういった市街地の汚れた部分を町は改修して、それなりに取り壊し、また、町民に使っていただけるような、駐車場だとか、それから施設の改修なんていうのは、充分これから考えていかなければ。それでも、やっぱり商工の方をお願いすることも非常に厳しいかなと。

特に、商工関係者にとっては、人の土地まで買って、自分の店を広くするという事は、今の時代ではなかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

このことにつきましては、本当に商工関係者と充分協議をしながら、積極的に、もちろんその物件の地主もあろうかと思えますけれども、積極的に取組んでいって、どうかたちになれば、市街地に人が集まるかということ、今後充分また担当者として4次計画も今作成中ですので、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 そのように期待したいと思えます。

この件について、先ほど土地の買受という方向づけというのを検討してもらえれば、これはやはり、少しずつそういうような夢実現に近づくのかなと思えます。

それからもう一つ。中にはやはり、都会の方が多くんですが、都会といってもこれは十勝圏外の人と考えて下さい。業を興す、起業家と呼ばせてもらっているのですが、起業家、それから、この豊頃町の歴史とそれから風景・景観、このことについては、山あり里あり川あり海ありというこの条件というのは、他の町にはないのですね。

ですから、それだけまた負担も、目が届かないところも多くなるというのはこれは当然なのですが、この豊頃の立地条件というのは、私は誇っていいと思っておりますし、それから、特に災害等に関するものにしても、茂岩山、道道豊頃尾田線を境にして、十勝川とそれからこの山側と分けますと、丸6年前の十勝沖地震のときに、あれだけの大きい震災があったんですが、この山側はこの庁舎もそうですが、傷みがまず、皆無ではないのですが、全く心配がない。したがって、大地震があっても、この施設というのは、あるいは上の茂岩山というのは、非常に私は安心できる土地だと、こう自負していますし、認めています。

そういう方々と会う機会がありまして、管外の人ですね、豊頃、これは失礼ですが、係りの人から何部も豊頃町の概要と観光資料を私いただきまして、渡してあります。そういう中でようやく目が出てきたのかなという感じなのですが、豊頃町のこの町、退屈しないから、ここに何か住みたいと。

ご存知のように、ロンドンの民間商社で、商社マンが平和の地区におります。この方ともそういう意見交換を私していますが、この時期でも、土曜日曜かけてこの方の友人が遊びに来ている。その方も「いいところですよ。」という宣伝をしてくれているのですね。

ということから、豊頃町に定住する定住条件、定住要件と言いましょか、条件というとか何か与えてしまうことばかりなのですが、定住要件というものを検討してもらおうべきだなと考えますが、私的なことも含まってちょっと申し訳ないんですが、そういう定住要件というものを行政で素案を、たたき台を作るべきかなという感じがします。

町長、そのへんの考え方ございましたらお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 十勝の方、豊頃町以外の方、また十勝外の方からも、今大崎議員おっしゃるとおり、起業家ですね、そういう方も何人か来たり、また一緒に同行されて来たこともあります。特に、私、豊頃町に関心、こういう時代ですから関心を持って来られる方は、やはり排他的にならないで積極的に、職員についても取組んでいたと思いますし、特に最近は、「ちょっと何万分の地図を見せていただきたい」とか「売っていただきたい」と入ってきます。今、私のところでは、一応規則なり、基準に基づいて1部いくらかで料金を取っておりますけれども、小さなことですが、今後そういった豊頃町に関心を持ってきて、要覧だとか、五万分の一の地図というのは確かにお金がかかって、当然料金をもらうのが本当ですがけれども、それをできればある程度低額なり、無料にして、大いにPRしていきたいというふうに私は思っております。

金額的にも、そんなびっくりした金額ではないけれども、どうしても役所ですので、完全に平等な考え方で料金を取らなければならないのは原則ですが、それはある程度起業家なり、起業のために、町PRのために、担当者が判断するぐらいの気持ちであれば、そういう前向きな姿勢でやっぱり取組んでいかなければならないと思うし、当然、ご商売する方は、そこで商売して金を儲けると思いますが、併せて豊頃町の活性化になれば、これは本当に安い買い物と言いましょか、安いことだと思っております。

どちらかという、どうしてもよそから入ってくる起業家については、私もそうですし、非常に多少のリスクを考えますと、町が荒らされるんじゃないかとか、町がどうなるんじゃないだろうとかかという心配が先に、どうしても私も含めて、立つものですから、なかなかいい話にすぐ飛び込むこともできない。

そのいい話が本当に的確なる情報かも、なかなかつかむことに時間がかかるということで、これはやはり私どもの多少排他的な考え方が強いかなというふうに思っております。

できれば、今後そういったものも積極的に、やはり町をPRできるものについては、できるだけ町村自ら、職員が自らやっぱり協力してそういったかたちに協力していきたいというふうに思っております。

今言った、定住要件につきましても、本当にここに住めるような定住要件がどういうものかは、今まででしたら、企業立地の条件がございますけれども、定住要件については、過去に団地を造りましたけれども、なかなか思うように仕事が進んでいないというのが現状で、今後、もうちょっと別の角度から考えて、さらにはまた、皆さん方いろんな状況をいただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

●小野木議長

11時20まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

大崎英樹議員。

●大崎議員 先ほどから、非常に時間を取っていただきまして、理事者の考え方、並びに今後の行政の計画に取組んでいただけるという、要所、要所の答弁の説明内容をお聞きしまし

た。

この件については、大きい1番については最後の質問にさせていただきますが、あくまでもこれは、私の希望もございまして、現在、全体的に豊頃ばかりじゃありませんが、「団塊の世代」という年齢層がございまして、これは私よりもちょっと若い人がたであります。

この「団塊の世代」の方々というのは、特に北海道をターゲットにいろいろと情報を収集しているように聞いております。併せて、先ほど例えてお話ししましたが、すでに本町に先進的に居住されているの方々、こういう方々も含めて、是非とも行政を中心とするかしないかはそのへんは検討しなければなりません、関係者とこれらの少数でも該当する方々、こういう方々の懇談の機会を、いわゆる意見交換、意見をいただくという意味です。

行政から、そういう立場の人から言うのではなくして、どうあるべきかというところをお聞きする意見交換の場というか、懇談を是非とも機会を作っていただきたいなど、私は願うところであります。

それに併せて、先ほどの町並み再生委員会みたいなものを、これは硬い表現なのですが、豊頃町の商店街をデザインしましょうという、コンセプトをしましょうというような意味合いの、そういう、あまり肩を張らずにお茶を飲みながら話せる、これは丸座なのですが、そういう学校式の教室式じゃなくて、丸座のそういう設定をして、ひとつ自由に意見を引き出してもらって、その中で参考になればということをお願いするのですが、そのことを質問して、この大きい1問は終わりたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変素晴らしい考え方だと思います。

そういった団塊の世代なり、またはそういった、ここの地元に住んでいる方々と交流を深めたり、今言ったとおり、町並み再生委員会みたいな、仮称だと思いますけれども、そういった考え方でもう一度町並みを考えようと、大変、私もその意見については賛成だと思います。

ただ、このことを起こすには、それぞれの関係機関、やはり町並みですから市街地の方、または商工関係者と充分また協議しながら、これは町全般のことであれば全般に声をかけながらいきたいと思います。

それから、今後いろんなそれぞれ情報が入るとは思いますけれども、お互いに確かなる情報を共有しながら、今後町並みの活性化のために努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 通告2番に入らせていただきます。

これは、教育委員長に答弁をお願いしているわけですが、時間も迫ってまいりましたので、できるだけ私の感想とか意見とかというのは少なくして、要件のみお願いしようかなというふうに思っております。

学校教育の将来についてという、非常に漠然とした表題になってはいますが、私は日ごろ、この教育というのは、まず人を創るのだなど。

人を創るということは、これはいろいろと言ひ方もありますが、人づくりというのは、国づくりであり、また本町で言えば、地域づくりの発展はこの「人」によるというふうにおさえているのですが、特に、児童・生徒は、一般的に国の、あるいは地域の宝物だと、こういうふうに使われていまして、非常にこういう少子化になりますと、重要な児童・生徒だというふうに使われておられますし、未来や将来に対して私は期待をしているところであります。

特に、本町は、報徳の教えというのが、これは基調になっておりますので、二宮尊親先生

の理念だとか、精神というものを重要な内容として教育は推進されていて、また、取り入れて、それを反映しているということについての教育行政を担当している教育委員長はじめ、多くの職員や教員の方々に敬意を表すものであります。

本町は、平成19年4月1日から、小学校2校、そして中学校1校という現実の中で、今後児童・生徒というものは、教員を信頼し尊敬をしながら、また、友人や仲間を友愛することによって、同時に地域を愛し、地域の発展を望まれていると思います。

そこで、この平成19年8月に豊頃町小中学校連携教育推進会議が設置されておりますので、この件につきまして、通告しております、現況と今後の予定について、まずお聞きしたいと、このように考えます。

●小野木議長 村中教育委員長。

●村中教育委員長 大崎議員の質問にお答えします。

昨年、議会総務文教委員会が空知管内三笠市の小中一貫教育の推進状況を視察され、教育委員会が取組んでおります小中連携教育の推進に対し、貴重な提言をいただいたことに対しまして、教育行政を担う立場から大変心強く、改めて深く感謝申し上げるところでございます。

教育委員会では、従来から町民憲章に謳われています、報徳の教えを教育行政推進の指針としてきたところですが、平成16年度から義務教育の9年間で、連続した生きる力を育む期間と位置づけ、連携教育に取り組んできたところであります。

本町が推進しています小中連携教育には、3つの柱が存在していると思っています。

1つ目ですが、児童間、および、児童生徒間の交流による人間関係づくりであります。よく言われておりますが、中1プロブレムと言われる、中学校入学時に抱く子供たちの不安感や、あるいはそこから始まる不適合といった問題を解決することは、連携教育にとって大変重要な課題だと思っています。

具体的に本町に照らしますと、小中合同授業、あるいは、6年生の修学旅行、一緒に行います修学旅行、さらにまた、地引網体験など、これに該当するのではないかと考えております。

2つ目は、学校間、および、教職員間の交流や連携の推進であります。例えば、教職員間の公開授業の実施や、小中学校の乗り入れ授業などがあり、中学校教員が小学校の授業を行ったり、小学校教員が中学校で合同授業を行ったりする例がございます。

また、本年2月23日でございますが、大津小学校で5・6年生が参加した「教師算数塾 in 豊頃」が開催されました。広く十勝管内を対象とした公開授業が実施されたわけでございます。今後もこうした公開授業、あるいは、研究授業を町内において実施していきたいと、いくことが大切だと考えております。

3つめでございます。先ほど、連携会議に関わってくるのではないかとありますが、義務教育9年間の連続した教育課程の指導ということについてでございます。すでにご承知のことと思いますが、今年度、全学校で報徳を学ぶ授業が行われました。町内の児童生徒は、それぞれ道徳の時間に報徳4綱領のいずれかについて学んだわけでございます。こうした授業の取り組みというのは、管内的にも高い評価を得ているところだと思っています。

今後でございますが、本町におきましては、先ほどお話しました連携教育における3本の柱をおさえながら、特に、報徳の教えを小中9年間で学び、理解していくことを目指し、各学校の教育課程にしっかりと位置づけることが課題であります。関係各位のご理解、ご支援をお願いしながら、小中連携教育の中心事項としてこれを据えて推進してまいりたいと考え

ているところです。

以上で私からの答弁を終わりますが、さらに連携教育推進の詳細につきましては、教育長の方から質問に対して答弁させようと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 ご質問いただきました、豊頃町小中学校連携教育推進会議について経過をお話させていただきます。

平成19年8月にお話のとおり、小中連携推進会議を設置させていただきました。これは、学校長、教員、さらにPTAのご理解を得まして、全町的な組織として、小中連携を推進する組織として検討の場を設けさせていただいたわけでございます。

同時に、この趣旨につきましてご理解を賜り、管内の教委連が定めている実践指定地域、豊頃町が実施、教育実践指定地域として指定を受けまして、助成金を頂戴しながら、授業推進を図ってまいりました。

内容としては、各学校における報徳授業の実施、あるいは、中学校教員、小学校教員、それぞれ乗り入れ授業の実施と、あるいは、小学校、中学校の合同授業の実施と、さまざまなコマを実施してきたところでございます。

今年3月31日をもって、実践指定という地域指定については2年間でございますので、終了いたしますけれども、小中連携教育推進会議については、今後も継続して推進してまいります。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 特に、小中連携教育の推進ということについては、過去に総務文教委員会がこれをひとつの課題としまして、他町の中小一貫教育ということも視察、研究、勉強してきた報告もされておりますが、何と言っても、今、委員長の答弁でありましたように、本町には、他町には存在しない報徳の教え、二宮尊親という先生のこの教育姿勢と言いますか、このことがやはり重要であるからこそ、過年度、昨年度だったと思いますが、授業も私は拝見しましたし、これはやはり特長ある豊頃町の間人教育、人間づくりの、人づくりの大事なものだということ、このことについて、今後ますますそういう中身について太くなっていけばいいなど、こういうふうを考えております。

したがって、今、教育長もお話ありましたが、この学校連携教育推進会議というのは、まだまだこれは継続されるということについての期待は是非とも大きくしたいと、こういうふうを考えております。

でき得れば、新年度からのこの連携教育についてのスケジュール等がございましたら、お聞きしたいと思いますので、いかがですか。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 報徳教育の新年度からの見込み、小中連携の見込み予定でございますけれども、連携教育推進会議を継続しながら、実は、小学校、中学校、それぞれ教育課程というものが組まれております。この中に各教科、道徳、いろいろあるわけでございますけれども、なんとかこの一貫した教育課程の接続に取り組みたい。小学校から中学校、義務教育の9年間で、例えば、道徳の教科として報徳の4綱領について、計画を立てて9年間で学んでいく、このような制度化を図っていきたいという考えをひとつ持っております。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 非常にありがたいなと思います。

特に、この報徳のあたりは、この9年間の中で、本町の卒業生はいかなる場面であっても口にできるというぐらいの、こういう日常の訓練と言いますか、慣れと言いますか、そういうものが必要だなと。

私もこれについては努力をして、非常に簡単なようですが、この中身というものはあるなどいうふうに感じまして、勤労なんていうのはこれはわかりますが、分度・推譲についても、至誠にしても、やはり何か奥深いものがあるんですね。こういうものはやはり徹底して、教育を訓練をしていただければありがたいというふうに期待をしているところであります。

特に、この本町の憲章の中にもございますが、お互いの立場を理解して、助け合って、まちづくりをしようという、これはもう本当に私自身もそうですが、どこへ行ってもこの豊頃町民憲章あたりは、立派な文句、内容であろうというふうに考えていますから、そのへんも期待したいというふうに考えております。

時間も迫ってまいりましたので、そのへんを期待しておりまして、次の(2)のところに入らせていただきます。

実は、この情操教育の実態ということですが、何も難しいことではないというふうに私は思っております。日ごろ子供たちに私なりに、町内会の子供会や、あるいは会う機会がありまして、自分ながら3つの力というものを期待しております。

これは、ひとつは、どなたもご存知の学力であります。学力という力ですね。それから、もうひとつは、体力という力であります。

それから、もうひとつは、私は、最後の3つめですが、心力であります。心の力であります。こういうことを考えながら、学力は学習、勉強すればいい。体力は運動、スポーツ、あるいは、部活。心力というのは、私はやっぱり、人の思いやりの心だとか、あるいは、優しい心だとか、あるいは、協調する心だとか、友愛の心と、自分なりに解釈しながら自問自答しているわけではありますが、そのような心の教育を育むためのものとして、教育現場で本町はどのような実態教育をされたかなというところがありましたらお聞きしたいと思えます。

●小野木議長 答弁、村中教育委員長。

●村中教育委員長 大崎議員の質問にお答えします。

情操教育といいますのは、先ほど大崎議員も言われましたように、大変幅の広い、そして、奥深い、大切な教育の中身を持ったものだと思っております。何よりも、児童・生徒に感動する心を育てる。そして、命の大切さを理解すること。豊かな心を持った子供に成長してほしいと願っているところでございます。

本町におきましては、例えば、学校教育でどういう取り組みをしているかということですが、小学校におきましては、鮭稚魚の放流体験、第1点のときも申しましたように、地引網体験のほか、ビニールハウスの菜園の活用、花壇の整備などを通して、子供たちに命の大切さ、そして、自然を愛する心、公德心、思いやり、信頼、友情といった価値を学ぶことに配慮して取り組んでおります。

中学校におきましては、そうした小学校で学んだ、身に付けた基礎をもとに、部活動等を通して自己実現のために他者と協調し、目標に向けて努力を惜しまないことの大切さや、また新たな挑戦、勇気など、努力や感謝、郷土愛に配慮もしながら行っているところでございます。また、自己が生活していくための社会的ルールの必要性など、学校生活、家庭生活と連携した、健全な心、豊かな心を育成する教育の展開を進めているところでございます。

社会教育面におきましては、例えば、青少年芸術鑑賞や音楽鑑賞など、優れた芸術・文化に触れる機会を提供するほか、える夢館キッズクラブや自然体験学習など、感動する心を育

む授業を展開しているということでございます。

以上でございます。

●小野木議長 大崎議員。

●大崎議員 質問の最後になるかもしれませんが、この情操教育の中で、私が非常に感心していることが、本町でございました。

それは、今、委員長もいろいろな催し物を通じて行動をとりながら、心の大切さ、命の大切さ、そして、他人、人のお付き合いと言いますか、関係の大切さ、そういうものについて今説明がありましたが、私はこれは非常に、その人の特色があったからだろうと思いますが、豊頃小学校に児童・生徒のところに入ります玄関、それから教職員のルームに行きまして、非常に感銘したんです。

それは何かというと、今この時期に、寒い時期に、花いっぱい玄関にございました。これを教頭先生、校長がいらっしゃらなかったので教頭先生とお話する機会がありまして伺いましたら、そこにお勤めになっている用務員さんの特色と言うんですか、特技と言いますか、そのことがこの華やかな校舎の雰囲気を出しているのだということをお聞きしまして、こういうことで子供たち、児童にどのように対応しているのかということ、「花の命の大切さというものをここから学んでもらえればなあ」と、「こう期待しているのですよ」というところを承りました。

私は、この時期に、この寒い時期にこの校舎の中に、温度管理をしているのでしょうけれども、これだけの鉢を、花鉢を置いて、きれいなものを感じ取っている児童・生徒の心理というのは、私はやはり学校へ行ったときに最初にあって、何とも言えない穏やかな気持ちにもなるだろうし、あるいは、ホッとするそういう雰囲気を醸し出したのだなというところを感じまして、子供たちに対応しますと、挨拶も明確にする、こういう点を今後、小学校ばかりではなくて、教育機関で、特に、そういうような児童・生徒の情操教育の一環になるかもしれません。花というものについてに対応しながら媒介にして、ひとつ進められているのだなということについての感想を含めて承りましたので、どのような教育的な指導をされていたのかなというところをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 大崎議員さんには、いつも学校等入っていただいて、感謝申し上げます。

ただいまお話いただきました小学校の花等についてでございますが、実は以前、特殊学級という制度がございました。現在、特別支援学級と申しておりますけれども、7～8年前になると思います。赴任されました特殊学級担当の先生が、花木に造詣の深い先生で、障害を持つ子供たちの指導の一環として花を育てることを一緒にやり始めたというのが、当初のきっかけだそうでございます。専門家なものですから、どんどん鉢を増やしていくことができた。それを、今、引き継いで公務補さんが環境整備の一環、あるいは、当然、ボランティアでお世話いただいている部分もでございます。加えて、若干の教育費の配分を申し上げて、現在進めております。

冒頭お話ありましたように、子供たちに育ててほしい大きな3つの力のうちの、豊かな心、豊かな人間性を育む上で、大変ありがたい重要な事項だと考えております。

今後、すでに各学校にも波及しているところがございますけれども、教育委員会担当所管事項全般にも進めていけるよう検討してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

- 小野木議長 大崎議員。
- 大崎議員 いただきました時間内で質問を終わらせていただきます。
どうもありがとうございました。
- 小野木議長 これで一般質問を終わります。

◎ 意見書案第1号

- 小野木議長 日程第9 意見書案第1号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番、松崎政利議員。

- 松崎議員 意見書案第1号。

提出者、豊頃町議会議員 松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員 森一彦。

同上、大谷友則。

同上、大崎英樹。

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書。

市町村立病院は、地域住民の生命と健康を守るため、地域の他の医療機関や行政機関と連携を図り、救急や小児、周産期などの不採算部門や予防医療活動を積極的に担いながら、住民本位の医療提供に努めている。

しかし、道内の市町村立病院は、約6割が100床以下の小規模病院であり、急激な人口減少、医師不足の深刻化、診療報酬のマイナス改定等により、非常に厳しい経営を強いられ、市町村立の77%が赤字である。

現在多くの市町村立病院は、経営の効率化のために病院規模の適正化、経営コストの削減、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを検討しているが、収入の根幹である診療報酬のマイナス改定は安定経営を脅かしているばかりか、病院の存続を検討する事態にまでなっている。また、一般会計繰出金は、地方交付税措置額の1.7倍に達し、自治体財政を圧迫する要因となっている。特に、不採算部門における国の交付税措置は不十分であり、地方交付税額の繰出基準の改善が必要である。

また、2006年に「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床を2012年3月末で廃止し、医療療養病床も大幅に削減することとされた。しかし、介護療養病床の転換先として、介護療養型老人保健施設が創設されたが、医師や看護師の配置が手薄となり、現在のような医療行為を提供することが困難になり、入居者を継続入所させることができないと危惧されている。このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が削減されれば、行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が多数出るとは明らかであり、結果として医療の地域格差を広げ、地域医療の崩壊を招くことになる。

以上のことから、地域医療は住民にとって、なくてはならない生活基盤であり、地方自治体としては、これを守り維持することが必要不可欠であるため、次のことを要望する。

記。

1. 療養病床を持つ病院や不採算部門を抱える病院、小規模病院の経営を安定させるために、次期診療報酬改定では診療報酬を増額すること。

2. 公立病院や公的病院に対する地方交付税措置額の改善については、昨年12月26日に増額措置が公表されたところであるが、一層の普通交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること。

3. 地域の実情に合わせて医療療養病床を維持するとともに、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第2号

●小野木議長 日程第10 意見書案第2号 平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番、松崎政利議員。

●松崎議員 意見書案第2号。

提出者、豊頃町議会議員 松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員 森一彦。

同上、大谷友則。

同上、大崎英樹。

平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書。

本道の酪農畜産は、ここ数年に及ぶ配合飼料等の価格高騰や販売価格の低迷等の影響により、厳しい経営を余儀なくされている。

その結果、経営収支の悪化による負債の累積や担い手の減少等が顕在化し、将来にわたる畜産物の安定的な供給体制が危惧される状況にある。

そのような中、国は食料自給率を概ね10年後に50%へ引き上げる目標を示しており、また、先の内閣府の世論調査においても、「食料自給率を高めるべき」との意見が約93%に上がっている。

今後の農業政策の展開にあたって、食料自給率の向上を図っていくことは、極めて重要な基本方針であるが、その目標を確実に実現していくため、政府一体となった中で、地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実かつ集中的に実施していく必要がある。

については、食料自給率の向上や地域経済の維持・発展等に向け、その重要な役割を有している多様な担い手の育成・確保とともに、生産者が将来展望を持ち、安心して営農に携わることができる政策の確立に向けて、次のことについて強く要望する。

記。

1. 食料自給率目標の実現に向けた政策を強力に推進するとともに、それらを実現しうる万全な予算を確保すること。

2. WTO農業交渉対策においては、適切な国境措置の確保に向け、毅然とした姿勢で交渉に臨むこと。

3. 乳用種等の肉用子牛保証基準価格は現行水準以上とするとともに、乳用種等の肉用牛育成経営の安定に資するよう、生産性向上等の取り組みに対する支援対策を措置すること。

4. 畜産物への適切な価格転嫁を図るための環境整備に向けた国の強力な支援と、消費拡大対策の充実強化を図ること。

5. BSE関連対策の円滑な推進と十分な予算の確保を図ること。

6. 負債償還圧の軽減に資するよう金利緩和措置の継続とあわせ、スーパーL資金等の予算枠を確保すること。

7. 家畜排せつ物利活用促進事業における2分の1補助付リース事業においては、地域の実態を踏まえた要件緩和と十分な予算の確保を図ること。

8. 海外悪性伝染病の万全な侵入防止対策とともに、家畜伝染病の発生農家の経営再建に向け、家畜防疫互助事業による支援対策の充実強化等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

◎ 意見書案第3号

- 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 意見書案第3号 中山間地域等直接支払制度の継続に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番、松崎政利議員。

- 松崎議員 意見書案第3号。

提出者、豊頃町議会議員 松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員 森一彦。

同上、大谷友則。

同上、大崎英樹。

中山間地域等直接支払制度の継続に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

中山間地域等直接支払制度の継続に関する意見書。

中山間地域等直接支払制度については、農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持を図りながら多面的機能の維持を図ることを目的に、平成12年度より、5カ年間実施され、さらに平成17年度より21年度まで新たな5ヵ年対策として実施されている。

北海道においては、本制度の実施により、①耕作放棄地の発生防止、②集落・地域活動の活性化、③国土保全など多面的機能の維持、④生産性・収益向上等に大きな成果を発揮しているが、仮に実施期間終了をもって制度が打ち切られた場合、農業生産活動や地域社会の維持に重大な支障をきたすことが懸念される。

については、平成22年度以降の中山間地域等直接支払制度の継続に向け、次のとおり要請する。

記。

北海道における農業生産基盤の維持や集落・地域活動の活性化、生産性・収益のさらなる向上等を図るため、平成22年度以降においても、現行の中山間地域等直接支払制度を堅持・継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

●小野木議長 日程第12 意見書案第4号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番、松崎政利議員。

●松崎議員 意見書案第4号。

提出者、豊頃町議会議員 松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員 森一彦。

同上、大谷友則。

同上、大崎英樹。

公契約に関する基本法の制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

公契約に関する基本法の制定を求める意見書。

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められている。このような中、公共工事や委託事業などは、過当競争とあいまって、低価格・低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。

さらに、業務委託にかかる人件費は、物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げや解雇の脅威にさらされている。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できる、よりよい社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要である。さらに、男女平等参画社会の構築や障害者雇用の促進など、社会的価値を高めるため、積極的に施策を講じることが求められている。また、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに、地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約基本法の制定が急務である。

ついては、早期に下記の事項を実施するよう強く要請する。

記。

1. 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、並びに職場の安全確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。

2. 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

- 小野木議長 日程第13 意見書案第5号 雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番、松崎政利議員。

- 松崎議員 意見書案第5号。

提出者、豊頃町議会議員 松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員 森一彦。

同上、大谷友則。

同上、大崎英樹。

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書。

日本経済がきわめて厳しいなかにあつて、北海道経済産業局の経済概況は「さらに後退している」とし、すべての項目において低調、弱い、抑制などの評価が並んでいる。特に、雇用動向は「厳しさを増す」と評されており、全国の有効求人倍率0.67倍に比して北海道は0.39倍（1月調査）となっている。出口の見えない景気低迷が更に雇用の縮小・雇用不安を呼び、消費の冷え込みを生むという悪循環の様相を呈している。

雇用の維持・安定は、経済社会の健全な発展に不可欠であり、国は雇用対策を充実するとともに、生活不安を解消するようセーフティネットを拡充整備することが必要である。

よって、国民の雇用と生活の安定・安全な社会の構築のため、国の施策として次の事項を実現するよう要請する。

記。

1. 雇用対策の充実・強化

(1) 安心・安全な食料生産と環境保全を展望するとともに、農漁業や食品関連産業育成に力点をおいた政策の展開を通じて、雇用創出を図ること。

(2) 間伐などの森林整備への支援、木質バイオマスの活用を促進する技術開発や事業化支援、雪氷、ヒートポンプなど自然エネルギーを活用した自然循環型農業の推進、太陽光発電など、新エネルギーの導入と事業展開により、環境保全と産業振興、雇用の創出を図ること。

(3) 「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業交付金」の用途については、地域ニーズや創意工夫が図られ、弾力的運用が可能になるよう条件を緩和するとともに、交付金は地方自治体に直接交付すること。

(4) 離転職者のための職業教育・能力開発の機会を拡充するため、ポリテクセンターや高等技術専門学校、認定職業訓練校、専修学校、各種学校などとの連携が図られる仕組みを作ること。

2. セーフティネットの拡充

(1) 法に反する「雇い止め」や「解雇」「時間外手当不払い」に対する罰則規定の強化、「有給休暇の取得促進」などに向け、関係法令を改正するとともに、監督指導を強化すること。

(2) 特定受給資格者の基本手当の所定給付日数を延長すること。

(3) 季節労働者の通年雇用化の促進と冬期間の就労・生活支援策拡充に向け、①雇用保険の特例一時金をさしあたり50日分に戻すこと。②通年雇用促進支援事業について「地域協議会」が主体的に事業を決定・実行できるよう委託条件の大幅見直しを行うとともに、追加対策を講ずること。③自治体における季節労働者対策の冬期事業拡充のために、特別交付税など財政措置を講ずること。④平成22年度以降、季節労働者の冬期の失業に対する公的就労と所得保障など、実効ある新たな制度を創設すること。

(4) 雇用保険の受給要件を満たさない労働者についても、一定水準の生活を保障し、職業訓練を受講できるよう生活保障給付制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●小野木議長 日程第14 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

- 小野木議長 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

- 小野木議長 これで本日の会議を閉じます。

◎ 町長挨拶

- 小野木議長 閉会にあたり、町長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

宮口町長、登壇願います。

- 宮口町長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、ひと言お礼を申し上げます。

ご承知のとおり、私は、平成17年4月23日に町長の職務を与えられました。早4年目を迎え、来る4月22日をもって任期満了となります。したがって、今議会は、私が町長として臨む最後の定例会となります。

省みますと、就任当時は、町村合併問題に関心を深められたところではありますが、今はひと段落され、代わりに、「十勝をひとつ」としたグランドデザインを掲げまずは広域連携に向け、各町村とも作業が進んでいる状況であります。

一方、現在は、未曾有の景気低迷という社会情勢の荒波にゆられながら、国や地方自治体の多くが財政難という問題を抱え、行政改革や財政の健全化を図ってきております。わが町も例外なく、厳しい環境でありましたが、第3次総合計画をもとに、地道に努力を重ねながら、町民とのふれあいを大切に、協働のまちづくりを目指し、職員一丸となり行政の効率的・効果的に一意専心の努力をしてきたところであります。

しかし、その時々には難関や危機を乗り越えなければならないこともありましたが、今日まで大過なく町政を担当できましたことは、ひとえに議員皆様の深いご理解とご教示の賜物であり、加えて、町民の温かい協力に支えられましたこと、今ここに深く感謝の絶えない気持ちでいっぱいでございます。

私の与えられた4年間のまちづくりは、先輩諸氏たちが土壌をつくり、種を植え、実を結び今日に至ったのであります。現在のわが町の財政は、ご承知のとおり、落ち着いた町政の経営を維持しておりますが、私はあくまでも身の丈にあった行政運営をしていくことが、町民の幸せにつながるものと考えております。

いかなる時代を迎えても、行政は議会と運命共同体であり、町民が求めるものを的確に把

握し、多くの町民が町政に関心を持ち、そして、多くの町民が参加できるまちづくりを目指して、努力してまいりました。

結びになりますが、議員皆様の更なるご活躍で町政が発展されますことを念じ申し上げ、感謝とお礼のご挨拶に代えさせていただきます。

大変４年間お世話になりました。

ありがとうございました。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで、平成２１年第１回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 １時２０分 閉会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員